経費負担区分表

委託業務の運営に必要な経費の負担区分は、下記のとおりとする。

但し、委託者の事項に合っても受託者の過失により生じた損害の費用は受託者の負担とする。

経　費　項　目	病院側	受託側	備　　考
給食材料費・仕入れ経費		○	
従事者人件費及びそれらに関わる付帯経費		○	
消耗品費		○	ラップ、ビニール袋、ゴミ袋、手袋、厨房小物等
洗剤費		○	洗剤、漂白剤、消毒液等
従業員の被服費		○	白衣、靴、帽子、マスク、エプロン、常備薬等
従業員の保健衛生費		○	定期健康診断・検便・細菌検査等　トイレットペーパー等
従業員の福利厚生費		○	
従業員教育研修費		○	
事務用品費及諸雑費		○	事務用品　乾電池　ペーパータオル　食札用紙等
業務連絡費		○	電話代・通信費等
従業員募集費		○	
設備・機器・家具等の設置及び補修・改装費	○		受託者の過失により生じた損害の費用は受託者の負担
食器・什器備品の購入費及び補充費	○		受託者の過失により生じた損害の費用は受託者の負担
電気・ガス・水道費	○		
業務運営に係わる保険費		○	食中毒・施設損害賠償責任保険
害虫鼠等駆除費	○		
掃除用消耗費		○	掃除道具など
残飯処理費・廃油処理費・塵芥処理費	○		
給食管理システム費	○	○	病院側のシステムは病院側、委託側のシステムは委託側の負担
給食管理システム用消耗費	○	○	病院側のシステム分は病院側、委託側のシステム分は委託側の負担

その他、上記にない経費は、協議の上定める。